

	2015年 10月2日 第714号	JR東海労新幹線関西地方本部 http://www.geocities.jp/jrcu_s_kansai/ 発行責任者 小林 國博 編集責任者 島津 力
---	-------------------------	---

(株)関西新幹線サービックへ団体交渉の申し入れ!

10月1日、地本は(株)関西新幹線サービックに対して団体交渉の開催を求める書面を申し入れました。団体交渉の内容は、去る6月、サービックへ出向中であつた組合員に対してサービック会社から「訓告」処分の通知があり、その処分の撤回と理由を明らかにすることです。また、現在、出向中の組合員に対する不利益、苦情について抗議や処理をする場がないことも改善していく必要があります。

地本は、この間JR東海会社に対して、「松井組合員に対する「訓告」処分に関する申し入れ(申55号、7月10日付)」、「松井組合員に対する「訓告」処分に関する団体交渉開催の申し入れ(申3号、8月11日付)を行い、会社が責任を持って対応するように要求しました。

しかし、会社は、「サービックの定めによって出されたもの。サービック会社に求めるべき」等と不誠実な回答によって業務委員会や団体交渉の開催を拒否しました。

私たちは、JR東海会社

には出向を命じた責任があり、規程にも「出向社員の懲戒は、会社と出向会社とが協議しいずれか一方において行う」とあるため、会社の責任で協議に応じるべきであると考えます。

現在、多くの先輩社員が出向先で日々頑張っています。このような会社の対応では、安心して働けず安全確保にも支障が出てきます。

今後は、サービック会社に対して「処分」理由の開示。「処分」の撤回を求めて団体交渉の開催を追求していきます。働きやすい職場環境を求めて交渉を進めていきます。

出向中の皆さん! どうぞ注目して下さい!

「団体交渉」開催の申し入れについて

1. 新大阪第二事業所で勤務していた松井重勝組合員に対する「訓告」処分(6月22日付)発令に至った理由と撤回について

6月22日、御社へ出向し新大阪第二事業所で勤務していた松井重勝組合員に対して訓告処分が発せられました。御社の就業規則等を詳らかにして頂き、処分発令に至った経過と理由を明らかにして頂きたい。

2. 松井組合員に対する「訓告」処分の撤回について

御社に出向中であつた松井重勝組合員は、御社企業理念、経営理念に沿って日々、業務に就いていました。

当日は、本人が御社での出向を終える最後の出勤であり、そうした先輩組合員に対して不誠実な対応であつたと考えます。さらに、現在も御社へ出向中の組合員に対しても、勤労意欲を削ぐことにもつながります。よって、発令された処分を撤回して頂き、後進の出向組合員の熱意、やる気を起こさせる対応を要求します。

3. 新大阪第二事業所に関する職場の諸条件の改善について

御社による出向社員、正社員に対する社員教育・指導について、こうした処分の乱発では懲戒を恐れるあまり仕事に集中出来なくなり勤労意欲を低下させ、さらに管理者や上司との人間関係の悪化を招きます。よって、今後は安全確保の阻害になる処分の乱発による社員管理を改めて頂き、働きやすい労働条件と人間関係の改善を求めます。

以上